

答申書

第1 審査会の結論

令和5年8月21日付けの令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書による賦課決定処分に対する審査請求については、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第2 事案の概要

本件は、十和田市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和5年5月1日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号）第342条並びに十和田市税条例（平成17年十和田市条例第56号。以下「市税条例」という。）第54条及び同法第702条並びに十和田市都市計画税条例（平成17年十和田市条例第61号。以下「都市計画税条例」という。）第2条の規定に基づく令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書による賦課決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が、賦課税額の決定の仕方が不透明であること等を理由に、本件処分は不当であると主張し、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書（以下「納税通知書」という。）により、次の土地の賦課税額を決定している。

所在地番/登記現況地目/地積（㎡）/評価額（円）/納税義務者氏名

① ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○/○○/○○○○○/○○○○○○○/審査請求人

② ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○/○○/○○○○○/○○○○○○○/審査請求人

③ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○/○○/○○○○○/○○○○○○○/審査請求人

- (2) 十和田市は何を根拠に上記(1)①②③の土地（以下「本件各土地」という。）の賦課税額を決定したのか。

- (3) 前年度以前の賦課税額も含めて、決定の仕方が不透明である。

- (4) 審査請求人は、上記の件について十和田市に照会したが、明確な回答を得られなかった。

よって、納税通知書により決定した賦課税額は不当であり、本件各土地の賦課決定処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 審査請求人の主張(1)及び主張(2)について

審査請求人は、本件各土地の所有者であり、本件各土地は本市の都市計画区域のうち都市計画税の課税の対象となる区域内に所在するものであることから審査請求人は、固定資産税及び都市計画税の納税義務者である。

本件処分は、評価の基準年度である令和3年度（以下「基準年度」という。）の第3年度（評価替えの翌々年度）の賦課決定処分であり、本件各土地は地目の変換等特別の事情が無く、本件各土地が属する状況類似地域の標準宅地の下落も無いことから、地方税法第349条第3項及び地方税法附則第17条の2第1項に基づき、評価額及び課税標準額は基準年度と同額となる。

なお、当該課税標準額に市税条例第62条に規定する固定資産税率及び都市計画税条例第3条に規定する都市計画税率を乗じた額の算出、端数処理並びに地方税法附則第18条第1項の規定に基づく負担調整措置の適用の有無の判定は、関係法令に基づき適正に行っている。

以上のことから、当該主張は本件処分の取消し理由とならない。

(2) 審査請求人の主張(3)及び主張(4)について

審査請求人は、処分庁に対し、本件処分に係る標準宅地の選定理由等について問い合わせをしており、処分庁は、回答書を審査請求人宛に郵送している。

その後、審査請求人は、現在の標準宅地の選定がいつからか不明である旨を回答した処分庁に対し、「標準宅地が選ばれたのはいつからか不明ということは納税者に対し説明不足だ」と主張している。

標準宅地の選定理由等は、当該回答書のほか、令和3年11月2日付け弁明書（令和3年8月6日付け審査請求分）により審査請求人へ示している。

また、標準宅地の選定がいつからか不明であることは、本件処分とは無関係であることから、当該主張は本件処分の取消し理由とならない。

(3) 結論

令和5年5月1日付けで審査請求人に対して行った本件処分は適正であり、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第4 審理員意見書の要旨

1 審査請求人の主張(1)及び主張(2)について

審査請求人は、固定資産税及び都市計画税の納税義務者であり、本件各土地の令和5年度の評価額及び課税標準額は、基準年度の評価額及び課税標準額と同額であることが認められるほか、基準年度の評価額及び課税標準額等の算出については、令和3年11月2日付け弁明書（令和3年8月6日付け審査請求分）において示されており、算出方法等に誤りは認められない。さらに、令和5年度の課税標準額に市税条例第62条に規定する固定資産税率及び都市計画税条例第3条に規定する都市計画税率を乗じた額の算出、端数処理並びに地方税法附則第18条第1項の規定に基づく負担調整措置の適用の有無の判定について、それぞれの算出方法等に誤り等は認められないことから、本件処分は適正に行われたものと認められる。

次に、処分庁が提出した納税通知書の台紙には、地方税法第1条第1項第6号の規定に基づき、賦課の根拠となった地方税法、市税条例及び都市計画税条例の規定、税率、納期、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法が記載されているとともに、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税額並びに各納期における納付額を印字するための記載欄が設けられていることが認められる。

地方税法第1条第1項第6号所定の記載事項が適正に記載されていたか否かについては、令和5年度固定資産税名寄帳兼課税（補充）台帳に記載された内容を納税通知書に記載している旨の処分庁の主張があるにとどまり、事実を証する書類その他の物件の提出はなく、審査請求人からも証拠書類又は証拠物の提出も無いことから、審理員においてこの点についての確認をすることができなかったが、審査請求人に納税通知書が送達されていること、本件審査請求において本件各土地の賦課決定処分の取消しを求めていること、弁明書に対する反論を記載した書面（反論書）の提出が無いことなどから、納税通知書には、地方税法第1条第1項第6号所定の記載事項が適正に記載されていたものと推認される。

2 審査請求人の主張(3)及び主張(4)について

処分庁の弁明書のとおり、審査請求人は標準宅地の決定に関する事項について明確な回答が得られなかったことを不服としているか否かについて確認をするた

め、審査請求人に対し、期日を設けて、弁明書の内容に事実と異なる事項等について反論書の提出を2度求めたが、反論書の提出はされなかった。

以上のことから、審査請求人は、標準宅地の決定に関する事項に不服があるため、主張(3)及び主張(4)を審査請求の理由としたと判断する。

なお、標準宅地の決定に関する事項は、土地の評価額の算出に関する事項であり、地方税法第432条第1項により、土地の評価額に対する不服については、固定資産評価審査委員会への審査の申出によることとされている。

また、同条第3項により、固定資産税の賦課についての不服申立てにおいて、評価に関する事項を不服の理由とすることができないとされていることから、標準宅地の決定に係る事項は、本件審査請求の対象とはならない。

3 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和6年3月1日 諮問書の受理

令和6年11月12日 第1回調査審議

令和7年1月31日 第2回調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 審査請求人の主張(1)及び主張(2)について

本件処分は、基準年度の第3年度の賦課決定処分であり、本件各土地は、地目の変換及び価格の下落による修正はなく、また、本件各土地が属する状況類似地域の標準宅地についても価格の下落が無いことから、地方税法第349条第3項及び地方税法附則第17条の2第1項に基づき、固定資産税の課税標準となる価格の修正は行わず、基準年度の価格を据え置いている。

弁明書やその他の関係資料を精査したところ、当該価格を基にした本件各土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額については、地方税法、市税条例、都市計画税条例等の関係法令の規定に従って、適正に算出されていることが認められる。

納税通知書の記載内容については、審査請求人に送達した納税通知書そのものを確認することはできないが、審査請求人より反論書や主張書面の提出がされておらず、争いがないことから、地方税法第1条第1項第6号所定の記載事項が適正に記載されていたものと判断する。

以上のことから、本件処分は、根拠に基づき適正に課税され、かつ、納税通知書により賦課決定に関する根拠は明確に示されていたものと認められる。

2 審査請求人の主張(3)及び主張(4)について

審査請求人が主張する「決定の仕方における不透明な点」及び「市に照会したが、明確な回答が得られなかった点」については、審査請求人から反論書や主張書面の提出がないことから、標準宅地の決定に関する事項であると判断する。

なお、標準宅地の決定に関する事項は、固定資産の価格を算出する要因となる事項であることから、地方税法第432条第1項に基づく固定資産評価審査委員会に対する審査申出事項となる。

以上のことから、地方税法第432条第3項に基づき、固定資産評価審査委員会に対する審査申出事項を固定資産税・都市計画税の賦課に関する審査請求の理由とすることはできない。

3 結論

上記 1 及び 2 のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきものである。

令和 7 年 2 月 3 日

十和田市行政不服審査会
会長職務代理者 畑 山 幸 博
委 員 中 居 雅 俊
委 員 松 村 好 典